契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	ポートタワー耐震補強他改修工事

契約変更後の工事概要
（設計変更）
神戸市工事請負契約約款第２４条第７項（インフレスライド条項）に基づく請負代金の変更

【参考】神戸市工事請負契約約款
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
第 24 条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
２～６項　略
７ 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
８　略

契約変更の理由
（設計変更）

急激なインフレーションによる請負代金の変更請求が受注者からあり、基準日以降の残工事量に対する資材・労務単価等の上昇額を算定の結果、残工事費の 1%を超える額の増額が発生したため。

（公表様式第６号）